

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 8号

発行 08年11月5日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>



猛暑の夏も過ぎ紅葉が映える季節になりました。原告の皆さんはいかがお過ごしでしょうか。第四次爆音訴訟団は、9月から10月にかけて原子力空母の横須賀入港に対する抗議行動をはじめ、裁判の証拠書類にするための爆音測定行動・原告の皆さんによる爆音カレンダー記録活動・X P - 1ジェット機の厚木基地乗り入れに抗議する行動・第三回口頭弁論・裁判進行協議への対応、さらに厚木爆音と共同で企画した、全国基地爆音訴訟原告集会などの行動があり、原告の皆さんにもいろいろご協力を頂きお礼を申し上げます。

本号ではその概要を報告します。

第三回口頭弁論が開かれました

— 10月6日(月):横浜地裁 —

去る、10月6日(月)午前10時から「第三回 口頭弁論」が横浜地裁101号法廷で開かれました。

雨が激しく降中でしたが、80名の原告と支援団体・行政の方々が傍聴席を満席にしました。

原告意見陳述では、角田敏太郎さん(大和・西鶴間)が「91歳で亡くなった第二次原告のお母さんから、自分の孫まで4世代にわたり原告となった。裁判はこれで終わりにしてほしい」と訴えました。

弁護団からは、① 国が主張する基地周辺対策は、防音工事を含めて爆音被害の防止や軽減に何ら効果がないこと。② 飛行差止め行政訴訟の原告側の正当性を主張し、被告・国側の不当性をより具体的に主張しました。詳しくは口頭弁論の内容解説(林戸弁護士)と、角田さんの原告意見陳述を全文掲載しましたのでお目を通して下さい。

弁護団の主張と国への反論など 林戸弁護士が解説



弁護士 林戸孝行

まず、冒頭で原告・被告双方から書面等の提出があった後、大和市西鶴間の角田さんが意見陳述を行いました。角田さんは、1次訴訟から原告として厚木爆音訴訟に関わり、その間今日まで爆音被害を日々受け続けてきたこと、亡きお母さまが「孫や子に静かな空を残したい」との思いから2次訴訟の原告となられていたことなどを切々と述べられました。裁判官も原告の方の生の言葉を聞いて感銘を受けたものと思います。

続いて、石黒弁護士から、当日提出した準備書面に関する弁論が行われました。国が周辺対策として主張するものは被害の防止や軽減とは直接関係がない上、被害軽減に役立っていないこと、防音工事についてはその効果がないばかりかマイナス面もあること等について述べた上、国に対し周辺対策の実績や、その効果について検証をしているのか等につき説明するよう強く求めました。

次に、証拠として提出した騒音測定データについて、渡部弁護士から裁判官に解説が行われました。このデータは毎日の爆音状況を記録したものですので、量は膨大で集計作業も非常に手間がかかるものですが、爆音被害状況の立証に不可欠な重要な証拠です。

さらに、関守弁護士から行政差止請求に関する弁論が行われました。差止訴訟の要件の1つであり、大きな争点である「重大

な損害」に関し、原告側の主張の正当性、国側主張の不当性について説得的な主張を展開しました。

なお、国側は、今回の書面で、相も変わらず危険への接近論を主張しています。弁護団としては、すでに3次訴訟で解決済みの論点であって、国側の主張はいわば無駄な抵抗と考えていますが、念のため次回以降反論をして行く予定です。

手続が行われた101号法廷は横浜地裁で最大の法廷ですが、当日は生憎の雨にもかかわらず、熱心な原告の皆さんで傍聴席は満席になりました。多くの人が法廷のやり取りに熱心に耳を傾ける姿からも、裁判官は被害の深刻さを感じ取ってくれるものと思います。まだ傍聴をしたことがないという方も、他の原告の方々と一緒にぜひ一度法廷に足をお運び下さい。



「裁判はこれで終わりにしてほしい」と訴える！！

角田 敏太郎さん

私は昭和7年生まれで、今年で76歳です。私の自宅は大和市の西鶴間にあり、この地には1955年ころから50年以上住んでいます。ちょうど、自宅の真上が、厚木基地の飛行機が通る飛行ルートになっています。

私が、厚木基地の爆音の問題に始めて関わったのは、1960年ころですから、もう48年も前になります。私はこの厚木基地爆音訴訟に、第1次提訴に原告として加わり、1976年から32年間関わり続けてきました。また、亡くなった私の母も、第2次訴訟の原告でした。

私はこれまで長い間この厚木の爆音の問題に関わってきましたが、高齢である上1級の身体障害があるので、裁判官の皆様へ直接この爆音に対する思いを伝えるのは、今日が最後かもしれません。

今日は、なんとしても私のみならず、亡くなった母の長年にわたる爆音解消の思いを直接裁判官に聞いていただきたいと思い、大和市からやってきました。

私は、1948年に、事故で右足全体が動かなくなり、その

後も事故の後遺症で入退院を繰り返し生死の境目を彷徨いました。現在は身体障害1級の認定を受けています。

とりわけ、私が爆音の苦しみを体感したのは、1980年ころ、自宅付近の市立病院に10ヶ月ほど入院している時でした。当時の私の症状は重く首も動かさない状態で、爆音がすると全身の体内を針で刺すような、神経痛の痛みに似た激しい痛みを全身に感じました。厚木基地周辺の爆音地域には、現在も数多くの病院がありますが、重い病気で苦しんでいる方は、今も当時の私と同じように、爆音で強い痛みを感じているのだと思います。

私は、障害の影響もあって出歩くのがとても大変で、あまり出かける機会もありません。私が外出するのは、週2回のデイサービスの時や、近所の病院に通院する時くらいです。

この様に足が悪くなってからは、私は狭い部屋から1日ほとんど動かずに生活していますので、自宅で爆音がすると、逃げ場がない追い込まれた気持ちになるので、本当にストレスになります。楽しみにしていたテレビ番組も、爆音で音が聞き取れずストーリーが分からなくなってしまい、家族での会話もままならず、平穏な生活が妨げられます。

爆音地域には沢山の高齢者や障害者が住んでいます。私と同じように、家に籠もりがちの生活を送っている方は、一日中爆音から逃れることもできず、大きな苦しみを味わっているのです。

つい先日、横須賀に空母が入港して繰り返し自宅の頭上を戦闘機が通過して、爆音によって平穏な日常が妨害されました。空母が入港すると、いつも以上に爆音の回数が増加するので、これで当面の間は爆音に振り回される生活が始まるのだと、いやおう無しに実感させられ暗い気持ちになりました。

私の様な高齢者は、夜は早く寝る生活リズムの方が多ですが、夜間飛行による爆音で目が覚めると寝付きが悪くなります。そうでなくとも、私は前立腺の病気で夜中に目が覚めてしまう事があり悩まされているので、爆音で目が覚めてしまうのはとても苦痛です。

また、辛いのは騒音だけではなく、爆音のせいで季節を問わず部屋の窓を閉めきらなければならないので、夏はクーラーの電気代もかかり、高齢者にとっては経済的にも重い負担です。また、日中も窓を開けて新鮮な空気を吸って生活できない鬱陶しさもあります。

こういう日常生活の煩わしさも含めて、爆音の本当の被害実態は、実際に現地に足を運んで、私たち原告の生活状況を体感していただかなければ、絶対に理解していただけないでしょう。

私の母は、2001年に、91歳で他界しました。母はこの裁判に、第2次訴訟の原告でした。私の母は、「どうしておばあちゃんは裁判に参加するの?」という質問に対して、「孫や子に静かな空を残したいから」と答えていました。私は、母のこの言葉が忘れられません。

晩年の母は、寝たきりで8年間も生活していました。そのころの母は、飛行機のエンジンの音がいつもとは違うと感じると、「敏太郎」「敏太郎」と私の名前を呼んで、「飛行機がうるさい」とか、「音がおかしい」とか、訴えていました。

母は、町田や大和市の草柳に米軍機が墜落した時期もこの地域に住んでいましたし、横浜に米軍機が墜落したときには墜落した飛行機が黒煙を吐きながら飛んでいくのを実際に目撃したそうです。そういう実体験から、飛行機の音の違いまで聞きわけて、自宅の真上を通る飛行機に対して、墜落の危険を現実のものとして感じたのだと思います。もちろん、自宅の真上を通る飛行機に墜落の恐怖を感じるのには、私も変わりません。

この裁判には、私の息子と孫も参加しています。ですから、亡くなった私の母を含めれば、家族4代にわたり厚木の爆音に悩まされ、爆音の解消を求め裁判に参加しています。

これまで3度も裁判で勝ち続けてきて、爆音が少しでも解消されるのではないかと、という気持ちもありましたが、現状は全く変わっておりません。

本音を言えば、私にも、「もう裁判を続けるのは疲れてしまったな」という気持ちもあります。おそらく、長くこの裁判に関わっている多くの方は、私と同じあきらめの気持ちを少しはもっているでしょう。そして、実際に、あきらめの気持ちから、この裁判を離れていった方もいます。ですが、みんながあきらめたら、絶対に爆音をなくすことはできません。そう思って、私も身体に自由は利きませんがこの裁判に参加しています。

また、30年を超える裁判の中で、私の母を含め多くの方が志半ばで亡くなっていきました。そんな方の分まで頑張ろうと、この裁判に参加しています。

裁判官の皆様に分かっていただきたいのは、「私たち原告はお金が欲しくて、長年この裁判を戦っているのではない」ということです。

私も、母と同じように、孫や子世代には、絶対にこの爆音を引き継がせたくありません。本当に、裁判はこれでもう最後にして欲しいのです。そうでなければ、私は死んでも死にきれません。

裁判官の皆様は、私達原告一人一人が、裁判所に望みを託してこの裁判に参加している切なる思いを、絶対に裏切らないで欲しいです。

海上自衛隊「XP-1」(次期国産戦闘機)

厚木基地に乗り入れ(9月5日)

国は「46文書」を守れ!と抗議・監視行動



海上自衛隊は、去る9月5日(金)午後3時、対潜哨戒機P-3-C(プロペラ機)の後継機として開発中のXP-1(ジェット機)を厚木基地に強行乗り入れしました。

国は、昭和46年に文書(「46文書」)で、「自衛隊は厚木基地でジェット機を使用しない」と、大和市に約束しました。私たち訴訟団ではこれまで爆同や支援団体とともに、再三にわたり国や自治体に「XP-1は厚木基地に乗り入れるな!これ以上の爆音をまき散らすな!」と抗議や要請を行って来ましたが、国はこれを無視して強行乗り入れして来ましたが。

当日、第四次訴訟団・厚木爆同では滑走路北側「ふれあいの森公園」で監視・抗議行動と爆音測定を行いました。その騒音測定結果はP-3-Cとほぼ同等の「88デシベル」(地下鉄車内の音)を記録しました。なおこの行動には、全国基地訴訟原告団交流会集に参加の沖縄・新嘉坡納訴訟団の方々も参加されました。

年内にもう1機乗り入れ、今後4年間で約500回の飛行訓練や搭載機器の性能評価や、エンジン単体のテストなどを行う計画です。

私たちは、今後も粘り強く「XP-1の早期撤退と配備反対」を要請していきます。

原告の声

第三回口頭弁論に参加して

・・・国は真剣に取り組んで欲しい



去る10月6日の第三回口頭弁論は私の三回目の裁判傍聴の体験となった。当日は大和市在住の角田敏太郎氏が意見陳述を行った。

自己紹介によれば角田氏は足が不自由な身体障害者の認定者で更に他の病気が背負い入退院もある日常生活を送っているそうです。その角田氏が不自由な身体から有らん限りの力を振り絞り爆音被害の生々しい実態を具体的に陳述された。また、角田氏は最後にこのままの状態が続くのであれば死んでも死にきれない、裁判はこれが最後にしてほしいと訴えた。

角田氏の陳述は原告団のみならず地域住民全員の代表陳述だと受け止めなければならない。その勇気とご苦労に対し心より敬意を捧げる次第です。

私も常日頃同じテーマで何回も何年も裁判とは何故だと云う問題が消えない。しかし、いつも答えは一つだ。それは違法状態を続ける国の無策にある、従って爆音が無くなるまでこれからも全員で頑張りたいものである。

海老名在住 岡部 正



米原子力空母「ジョージ・ワシントン」が9月25日(木)横須賀に入港しました。
 5月には乗組員のタバコの不始末で火災を起こし、その安全性には大きな疑問を抱えたままの入港です。原子炉2基を備え、その出力は美浜原発1号機に相当すると言われています。ひとたび事故が起きたら広島、長崎の被害とは比べものにならない大惨事になることは火を見るより明かです。この「ジョージ・ワシントン」の母港化阻止、横須賀配備反対の立場から、訴訟団では連帯する市民団体と共同で一連の抗議行動に取り組みました。
 また、原告団は独自の活動として、厚木に飛来(24日)した約10機の艦載機を目撃した「爆音測定監視行動」と「爆音カレンダー」に取り組みました。

これが原子力空母ジョージ・ワシントンだ！



ジョージ・ワシントンの概要

- ☆ 全長 約333メートル
- ☆ 全幅 約77メートル
- ☆ 推進力 原子炉 2基
- ☆ 速度 30ノット以上 (時速55Km)
- ☆ 乗員6250人 (パイロットなどを含む)
- ☆ 艦載機 FA18など 80機~105機

爆音測定監視行動と原告集会

空母艦載機約10機厚木に飛来

激しい雨に見舞われた9月29日(月)早朝6時から、空母艦載機の爆音の実態をつかみ、裁判の証拠にするため、基地北側「みどりの広場44号」(上草柳)と基地南側「ちびっこ広場」(福田)で夕方4時まで、新たに結成した「爆音データ収集チーム」の皆さんの協力により騒音測定を行いました。午後1時ころからは「空母艦載機FA18ホーネット」が飛行を開始、午後4時までに自衛隊機を含め北側で47回・南側で60回騒音を測定出来ました。最高音は北側で104.3db、南側で104.7db、100db以上は北側で10回、南側で7回記録し、爆音が幾度となく繰り返される実態を明らかにすることが出来ました。



午後4時からは、雨の中を参加して頂いた北側約40名、南側約30名の原告の方々が「原告集会」を行い、「測定結果報告・今後の訴訟の流れ・厚木基地の動向など」が報告されました。
 なお、第四次弁護団も早朝から多数、激励参加されました。

大和駅頭座り込みと怒りの炎、基地への抗議行動



9月21日(日)~23日(火・祝日)の3日間、横須賀基地での「空母入港阻止・配備反対行動」に呼応して、第四次訴訟団では厚木爆同・平和運動センター・県央共闘とともに厚木基地周辺で爆音の原因となる「原子力空母の横須賀入港・配備阻止と反対行動」を行いました。

21日(日)・22日(月)は降りしきる雨の中、大和駅東口広場で「座り込み」と参加者のリレートークで、道行く市民に「原子力空母の危険性や艦載機による爆音被害」などを訴えました。訴訟団・爆同からの参加者は2日間で延べ50名。23日(火・祝日)は、午前10時から厚木基地正門前で、「米海軍厚木航空施設司令官」と「海上自衛隊第4航空群司令」に「原子力空母と次期固定翼哨戒機XP-1の配備に対する抗議と撤退要請文書」を手渡しました。



厚木基地正門で抗議する原告団

午後からは、基地北側の「憲法磨きの丘」付近フェンスに多数の幟旗や横断幕を掲げ、「基地撤去・爆音をなくせ」などの抗議の意思を表しました。引き続き18時からは、支援団体等を含めて100名が参加して「怒りの炎」を燃やしながらの抗議集会を開き、20時過ぎに3日間にわたる一連の行動を終了しました。

怒りの炎で抗議する原告団・支援者団体



＝厚木爆同の呼びかけで＝

全国基地爆音訴訟団が大和に集まる

去る9月5日～7日の3日間、国を相手に全国で爆音訴訟を闘っている原告団、および裁判の準備をすすめている岩国など7団体が大和市に集まり、「全国基地爆音訴訟原告交流会」が開かれました。これは、「各地の裁判をより効果的にすすめて、平和で静かな空を実現させるために、全国の原告団が一致協力しよう」という厚木爆同の呼びかけで実現した集会です。

6日は終日、ハードな日程でしたが参加者は終始熱心な議論を交わし、最後の総括会議では、これからの裁判闘争、反基地平和運動を大きく前進させるため「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」（仮称）を結成しようという決議を行うなど、初めての集りであったにもかかわらず、大きな成果を修めた全国集会になりました。



全国組織を結成・具体的実践活動を！

6日の全体会議・3分科会での討議は、同じ目的で同じ裁判を闘っている仲間という信頼感からか、殆どが初顔であるにも拘らず、ピンとした緊張感のなかにも、心が通じ合う打ち解けた雰囲気の中で進められました。

特にそれぞれの発言は、体を張って裁判闘争や反基地市民運動に取り組んでいる活動家たちですので、経験にもとずく生々しい発言があとあと出されているのが印象でした。

こうした討議経過を経て、実行委員会は

- ①共通する課題で行動を起し全国にアピールすること。
- ②定期的に原告交流会を行い、連帯をさらに深めていくこと。
- ③資金面を含めた、相互支援体制をつくること。
- ④年1回全原告団が統一して政府関係機関に行動を起こすこと。
- ⑤運動をより効果的に進めるため恒常的組織をつくること。

【参加団体と参加者数】

新嘉手納基地爆音訴訟原告団	18名
普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟原告団	3名
小松基地爆音訴訟連絡会	4名
横田基地飛行差し止め訴訟原告団	5名
岩国基地爆音訴訟連絡会	4名
横田基地等の公害対策を進める準備会	13名
第四次厚木爆音訴訟団	50名

などの意見を集約、これらを今後の運動で実践するため、最後の総括交流会で、藤田実行委員長が「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」（仮称）を結成させることを宣言、大きな拍手のもと全体で確認することとなりました。

集会の評価と今後の課題

＜社会的な関心を高めた全国組織の結成決議＞

いま各地で米軍再編がすすみ、基地機能が強化されようとしている中で直接、基地爆音被害を受けている原告団が一同に会し、米軍機・自衛隊機による爆音被害の実態、「違法状態にある爆音」を放置してきた国の責任、住民の叫びを無視し、米軍のいいなりに米軍再編をすすめる日本政府の態度、そしてこれら国の施策と対決するための「飛行差し止め請求」をどう実現させるか、などの議論を交わし現状認識と、連帯感を深めただけでもこの交流会の意義は十分に果たしました。

さらに大きな成果は参加者の意見で、これからの裁判、反基地運動を前進さ

せるため、全国組織をつくり、共同行動を起こす方向に議論が発展し、シナリオにはなかった「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」（仮称）を結成させる決議に至ったことでした。このことはマスコミにも報道されましたが社会的な関心を高めました。

原告集会全体の日程

5日	18:00	全体集会の実行委員会結成集会の運営・役員の確認・参加者交流会
6日	9:30~12:00	全体会議
	13:00~17:00	3分科会討議
		第1分科会「裁判闘争の進め方と住民運動」
		第2分科会「在日米軍再編と基地訴訟」
		第3分科会「自治体の取り組への対応」
	18:15~20:30	総括交流会と記念講演
		講師 山内徳祐 参議院議員（元読谷村長）
		ゲーム 「段々生活後援の準備と静かな生活環境をとりたい」
7日		厚木基地・キャン座間・横須賀基地など視察

第2年（09年）度分会費

納入のお願い（12,000円）

近く「払込取扱票」を送付いたしますので12月末日までにお支払い下さい。

＜厚木爆同と共に中心的な役割を＞

全国原告集会を企画し成功させた地元準備委員会は、今集会で決議された「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」を結成させる準備を進めています。

新しい全国組織の結成と、その組織がどのような運動をすすめて、どのような行動を起こすのかは、厚木爆同と第四次訴訟団に課せられた課題です。責任団体となった厚木爆同とともに第四次訴訟団もこれからの運動の中心的な役割を担っていくこととなります。

「爆音カレンダーの取り組み」と回収について

去る9月21日（日）から10月25日までの5週間にわたり自宅に居ながらにして「米艦載機・自衛隊機の騒音被害」を立証できる「爆音カレンダー」の取り組みに、各支部の“グループ編成”の方々や“原告のみなさんへの呼びかけで取り組んで頂いた方々”など“原告総ぐるみ”の活動となりました。大勢の原告の方のご協力に心からお礼申し上げます。今回は、空母が横須賀入港後数日で韓国・釜山に向かったため、艦載機の飛来も少数で「騒音」も少ない日々が続きましたが、その反面自衛隊機の騒音が激しく感じられ、「爆音被害は米軍機だけではない」ことが立証されました。

今後、また艦載機の訓練が激しくなる時期に改めて「爆音カレンダー」の取り組みを行いますので、ご協力をお願い致します。今回、皆さん方に書いて頂いた「爆音カレンダー」については、大変お手数をお掛けしますが、各支部の支部長さんかブロック長さんにお渡し頂くか、訴訟団事務所にお送り下さい。

よろしくご対応方をお願いいたします。

第四回口頭弁論12月10日（水）

第四回口頭弁論が横浜地裁101号法廷で開かれます。
集合場所はJR 関内駅南口（市役所側です）
午前9時までにお集まり下さい。
※希望者はお早めに事務局に連絡を。

「09年原告集会和新春の集い」のご案内

弁護団と原告の交流を深め裁判勝利を誓い合う新春の集いを下記により開催します。自主参加です。お誘い合わせの上お集まりください。

と き：2009年1月18日（日）
時 間：14時00分～16時30分
会 場：大和市生涯学習センター207号室
会 費：1000円

参加希望者は準備の都合がありますので12月15日までに支部長・ブロック長または事務局へご連絡ください。
TEL: 045-200-5505

